

「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」に関する有識者意見（案）
に対する意見について

原田正樹（日本福祉大学）

これまでの意見を踏まえて、有識者意見案をまとめていただいた事務局に感謝いたします。本日の会議に欠席のため、事前に私の意見を提出させていただきます。

【特に重点を置いて取り組むべき事項について】

2つ目の○

「受け止める地方公共団体が現実化できていないジレンマがあり」という記載について
・「現実化」という意味合いには、府省庁の縦割りの施策を地方公共団体としては「統合化」できないという側面と、有機的な「実践化」につながらないという側面があるように思います。「現実化」という内実を丁寧に示す必要があると思います。

「民生委員・児童委員など地域における支援の担い手」について

・孤独・孤立対策として再犯防止など罪を犯した人たちも含まれるわけですが、保護司の位置づけをしっかりと明記しておく必要があると思います。

3つ目の○

「教育から離れた段階のこどもへの支援」という記載について

・この教育というのは、学校教育の管理下から離れたという意味あいなのか、義務教育段階を卒業したという意味なのか、誤解もされやすい表現かと思います。丁寧に記載する必要があると思います。

ただいずれにしても、こどもたちの孤独・孤立対策は学校だけに押し付けるものではなく、地域全体が支援していくという意図についてはとても重要だと考えます。

【基本方針に関する各施策について】

1つの目の○

「幼少期からの「共に生きる力」を育む教育」については、現在文科省が中央教育審議会に学習指導要領の改訂について諮問しているが、教育課程のなかに孤独・孤立対策（多様性や豊かな人間関係の形成、福祉教育など）を学修指導要領のなかに位置付けていくことが国の対策としては必要ではないか。

播磨町の事例にもあった中学3年生（義務教育卒業前）に社会保障（困ったときに相談できる先があるということ）をしっかりと周知しておくことも含めて、「予防」的な学習を、全てのこどもが知る・受けられる権利があると考えます。

4つ目の○

「『人間関係を豊かにする地域づくり』という観点から、施策の体系化を図ることも検討していくべき」という記載について

- ・府省庁の地域づくり関連施策を、地方公共団体のレベルで統合化するだけではなく、まずは府省庁の間で関連、体系化を検討していくべきという指摘は重要です。現行の縦割の施策に「人間関係を豊かにする地域づくり」という横断的な視点を用いることは大切であると考えます。
- ・しかしながら、現行の関連省庁の施策のなかには、地域住民の活動を「資源化」し、行政が都合よく地域住民を「動員」しようとしている施策も見受けられます。地域づくりが「強制」にならない視点（倫理）を政府・関係省庁の側が自覚する必要があります。
- ・真に人間関係を豊かにするためには、本人の自主的な参加（そのための動機づけや学習）が尊重され、参加者相互の関係を結ぶコーディネーターの役割や中間支援組織への支援などの施策に重点を置くことが必要ではないかと考えます。

【対策の推進に当たっての個別論点について】

1つ目の○

「保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり」について

- ・医師による社会的処方については、福祉現場では懸念をしている点もあります。現行の全てのかかりつけ医が地域の多様な社会資源を把握しているわけではなく、予防や健康が医師の管理下におかれることへの心配です。日本においては地域包括支援センターや市町村社会福祉協議会など様々な機関があり、そこに所属する各専門職とかかりつけ医がしっかりと協働できる仕組みを構築していことが必要だと思われます。その視点から「かかりつけ医等」の「等」が重要な意味を含むと思いますが、その点を丁寧に説明しておく方が誤解がないと考えます。

「重層的支援体制整備事業を含む包括的支援体制の整備など」の記載について

- ・重層的支援体制整備事業（現行では任意事業）は、地域の孤独・孤立対策としてとても有用な事業であり、政府（財務省・厚労省）による縮小化については懸念されるものです。むしろ積極的に全自治体が実施できるよう施策を推進するべきと考えます。あわせて「生活困窮者自立支援制度」も、この孤独・孤立に対して制度当初より取り組んできた事業であり実践的にも大きな効果をもたらしています。よって本文中にも明記しておく必要があるのではないかと考えます。

以上